

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
庄原市東城自治振興センター	庄原市東城町川東二一八八番地一	平成二十五年四月一日